

2025年12月22日

移動体通信事業者各位

NTT 西日本株式会社

## ワイヤレス固定電話の提供に係る西日本エリア内の移動体通信事業者の追加募集について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より弊社事業に対し格別のご理解、ご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて弊社は、今後ワイヤレス固定電話の提供を目的として、NTT西日本エリア内で無線アクセス回線をご提供頂ける移動体通信事業者様を募集いたしますので、ご案内申し上げます。

敬 具

記

### 1. 概要

ワイヤレス固定電話の提供に係る無線アクセス回線をご提供頂ける移動体通信事業者様を募集いたします。

### 2. 募集内容

以下の内容に従い、応募方よろしくお願ひ致します。

#### (1) 応募要項

- ・本提案募集の概要を【別紙1】に示します。
- ・ご提案については、別に配付する募集要項に記載した詳細条件を確認の上、様式等に基づき実施願います。
- ・本提案募集に参加意思のある移動体通信事業者様に限り、機密情報の取扱い及び保護等を規定した『守秘義務に関する誓約書』【別紙2】に同意、提出いただいた後に、募集要項(詳細条件)を配布いたします。
- ・貴社を把握するため企業概要等が記載されたパンフレット等を提出して頂く場合がございます。なお、信頼性の観点より弊社が本募集に適していないと判断した場合には、募集要項の配布をお断りさせて頂く場合があることを了承ください。

#### (2) 応募期限

2026年1月30日(金)12:00必着

#### (3) 移動体通信事業者様選定

応募いただいた事業者様の中から、価格、品質、エリア等の観点から総合的に勘案して移動体通信事業者様を選定させていただき、2026年2月中旬を目途にご通知させて頂く予定です。

通信品質の審査方法を含め、要件の内容等募集要項へ記載の無い事項について、必要事項がございましたらお問い合わせいただければ対応させて頂きます。

(4)特にご留意いただきたい点

- ・別途弊社から提示する募集エリアにおけるワイヤレス固定電話の提供判断、及び提供する場合の提供時期等については弊社側で決定することと致します。
- ・応募頂いた提案内容について弊社が選定した結果、いずれの提案も採用しない場合がございますのでご了承ください。
- ・弊社が選定させて頂きました移動体通信事業者様は、弊社希望時期での接続開始の実現に向け、各種手続、設備構築、接続試験等についてご協力をお願いいたします。

(5)募集及びお問合せ先

〒534-0024大阪府大阪市都島区東野田町4丁目15番82号

NTT西日本株式会社 設備本部 ネットワークデザイン部

NW高度化部門

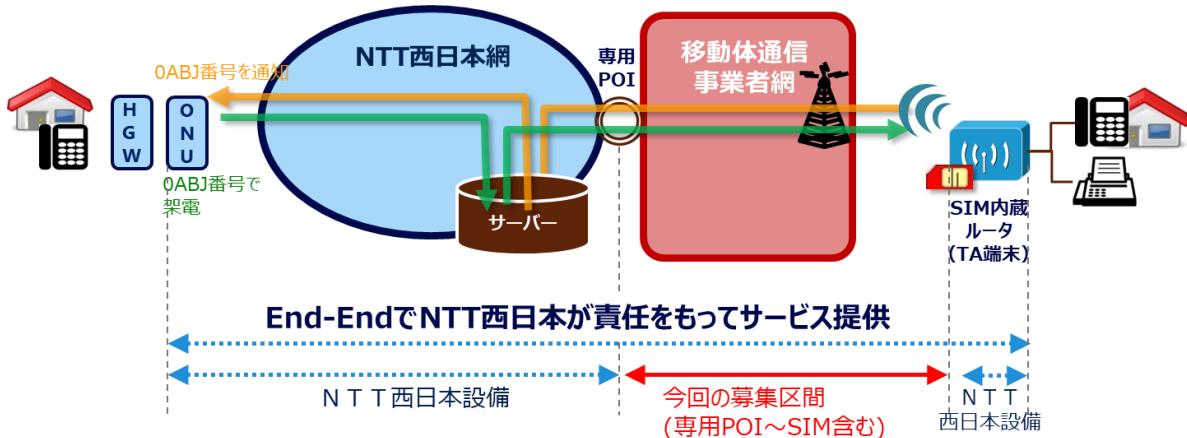
武澤、光平

E-mail : wireless-archi@west.ntt.co.jp

以上

## 別紙1 概要

### (1) ワイヤレス固定電話の提供に係るNTT西日本エリア内の無線アクセス回線の募集概要



### (2) 募集エリアと接続希望時期

実際の接続希望時期については、事業者様選定後協議の上決定とします。

・接続希望時期等の詳細につきましては、募集要項を参照願います。

### (3) 接続される回線の主な仕様

接続される回線の主な仕様を下記に示します。詳細条件については、募集要項を参照願います。

#### ① 回線の種類

- ・音声回線 (VoLTE 回線)
- ・データ回線 (閉域網接続: VPN 接続回線)

#### ② 信頼性

- ・非常用発電設備あるいは蓄電池により停電対策を実施すること 等

#### ③ 保守・運用

- ・24時間365日の故障監視、故障受付及び修理・回復を行う体制があること。
- ・回線品質の監視を行い、品質劣化時には修理・回復等の措置を行うこと。 等

NTT 西日本株式会社  
執行役員 設備本部 ネットワークデザイン部長 藤原 知孝 殿

## 誓約書

当社は、貴社が行う調達(2025年12月22日付貴社文書「ワイヤレス固定電話の提供に係る西日本エリア内の移動体通信事業者の追加募集について」に係るものとし、以下、「調達案件」という)の実施に伴い、「ワイヤレス固定電話の提供に係る西日本エリア内の移動体通信事業者の追加募集についてー 募集要項 ー」(以下、「募集要項」という)に記載された企業機密情報(以下、「機密情報」という)の取扱い、保護及びその他関連する事柄等について、以下の事項を遵守することを、ここに誓約いたします。

### 第1条(機密情報の定義)

本契約の対象となる機密情報は、募集要項及び募集要項に記載された貴社独自のノウハウ、アイデア等の貴社の企業秘密情報のうち、下記に該当しないもの。

- 1) 開示の時に公知であり、もしくは開示以後当社の故意、過失もしくは違反によらずに公知となった情報
  - 2) 当社が、貴社から開示される以前に、正当に保持していたことを証明できる情報
  - 3) 当社が、譲渡もしくは開示の権利を有する第三者から、正当に制約なしに、入手しましたは入手する情報
  - 4) 貴社が、機密情報から除外することを当社に通知した情報
- 2 募集要項のコピーや、電子ファイルの内容を紙等の媒体に印刷した場合、また電子ファイルの複製(部分的なデータの複製も含む)を行った場合の複製物等も機密情報として扱う。

### 第2条(情報の管理責任)

当社は、当社が得る機密情報の取扱い責任者(「情報管理責任者」とする)を定める。

### 第3条(機密情報の非開示、不使用、取り扱い)

当社は、機密情報を守秘する。当社は受領した機密情報を、調達案件に対する提案検討等の目的のみに使用することに同意し、かかる目的に必要な範囲においてのみ複製できることに同意する。また当社は、かかる目的の範囲において機密情報を知る必要がある当社の役員、社員及び外部の顧問(法律顧問及び財務顧問を含むが、技術顧問を含まない)に対して、本契約における守秘義務を告知した上で機密情報を開示できるものとする。

ただし、調達案件参加のために当社が第三者への開示を必要とする場合、当社は貴社の事前の書面による許諾を得るものとする。この場合、当社は当該第三者に本契約と同等の守秘義務を課した上で開示できるものとする。なお、当社より開示を受けた第三者の守秘義務の不遵守については、当社が貴社に対して責任を負うものとする。

2 当社は、調達案件に関する機密情報を、調達案件に参加しないこととなった時、あるいは調達案件の不採用通知を受領した時より30日以内に、有形無形を問わず焼却もしくは消去により処分することとする。

#### 第4条(機密情報の帰属と非保証)

全ての機密情報は貴社に帰属し、当社に対する機密情報の開示により、商標、特許、著作権、及び他のいかなる知的財産に基づく権利も、默示的であるか否かを問わず、許諾されたとみなさないものとする。

#### 第5条(損害賠償)

当社は、本契約に定める事項に関し、当社の責に帰すべき事由により、貴社が損害を被った場合は、その賠償責任を負う。なお、第3条1項によって当社が第三者に機密情報を開示した場合において、第三者の責めに帰すべき事由により貴社が損害を被ったときも、当社がその責任を負う。

#### 第6条(譲渡禁止)

本契約により当社に生ずる権利、義務は貴社の書面による事前の同意なしに、その全部または一部を譲渡しない。

#### 第7条(紛争の解決)

本誓約書もしくはその条項に関連し、当社と貴社の間での疑義、相違、紛争が発生した場合、当社は信義誠実の原則に従い、協議によりこれを解決するものとする。

2 本誓約書もしくはその条項に関連して発生する紛争は、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とし、その裁定に従って解決を図ることに合意する。

3 本誓約書は、日本法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

年　　月　　日

株式会社  
代表取締役社長

印